

京都市告示第307号

京都市市街地景観整備条例第44条第1項の規定に基づき、平成25年2月1日付で認定した一念坂・二寧坂 古都に燃える会について変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月19日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名	島田 典一	神田 智弘
代表者の住所	京都市東山区栴屋町351	京都市東山区栴屋町349 - 7
主たる事務所の所在地	京都市東山区栴屋町351 「島田耕園」内	京都市東山区栴屋町349 - 7 神田竹細工店内

(都市計画局都市景観部景観政策課)